

島根県報

平成25年5月7日（火）

第2,492号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

特定商取引に関する法律第66条第7項の規定による身分証明書の様式	（環境生活総務課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（地 域 福 祉 課）	4
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	5
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業廃止の届出	（ 〃 ）	5
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業廃止の届出	（ 〃 ）	6
島根県里親登録証取扱要綱	（青少年家庭課）	6
県営土地改良事業の工事の完了	（農 村 整 備 課）	13
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	13
指定漁船調書の縦覧	（水 産 課）	13
建築基準法の規定による指定確認検査機関の名称の変更の届出	（建 築 住 宅 課）	14

【訓 令】

島根県公印規程の一部改正	（総 務 課）	15
--------------	---------	----

【公 告】

平成25年度登録販売者試験の実施	（薬 事 衛 生 課）	16
------------------	-------------	----

【特定調達公告】

島根県立美術館大型空調機改修業務に係る随意契約の相手方等	（文 化 国 際 課）	17
------------------------------	-------------	----

【収用委告示】

収用の裁決手続の開始の決定		18
収用及び使用の裁決手続の開始の決定		18

告

示

島根県告示第325号

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第66条第7項の規定による身分証明書の様式を次のように定め、平成25年5月7日から施行する。

特定商取引に関する法律第66条第7項の規定による身分証明書の様式（平成22年島根県告示第339号）は、廃止する。

平成25年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

(表 面)

	第 号	
<p>特定商取引に関する法律第66条第7項の 規定による立入検査をする職員の身分証明書</p>		
	所 属	
	職 名	
	氏 名	
		年 月 日生
		年 月 日発行
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="width: 50%; text-align: center;">写</div> <div style="width: 50%; text-align: center;">真</div> </div> <div style="width: 20%; text-align: center;"> <p>押 出 ス タ ン プ</p> </div> </div>		
	島根県知事	印

(裏 面)

特定商取引に関する法律抜粋

第66条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役員提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者若しくは購入業者（以下この条において「販売業者等」という。）に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者（以下この項において「密接関係者」という。）に対し報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3～5 (略)

6 第1項から第3項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者について準用する。この場合において、第2項及び第3項中「販売業者等」とあるのは、「通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」と読み替えるものとする。

7 第1項若しくは第2項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第5項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

8 第1項若しくは第2項（これらの規定を第6項において準用する場合を含む。）又は第5項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第68条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第72条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

(1)～(9) [略]

- (10) 第66条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第1項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (11) 第66条第2項（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第2項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

特定商取引に関する法律施行令抜粋

第19条 法第7条、第8条、第38条、第39条、第46条、第47条、第56条、第57条、第58条の12及び第58条の13に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第6条の2、第34条の2、第36条の2、第43条の2、第44条の2、第52条の2、第54条の2並びに第66条第1項から第3項まで（同条第6項において準用する場合を含む。）及び第4項に規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者の業務（連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）に係るものは、都道府県知事が行うこととする。（ただし書 略）

2 法第14条及び第15条に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第12条の2並びに第66条第1項から第3項まで（同条第6項において準用する場合を含む。）及び第4項に規定する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役務提供事業者の通信販売についての広告（通信販売電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。（ただし書 略）

3 法第22条及び第23条に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第21条の2及び第66条第1項から第3項までに規定する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役務提供事業者の電話勧誘販売に係る勧誘の相手方が当該勧誘を受けた場所を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。（ただし書 略）

4～8 （略）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B 8とする。

島根県告示第326号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成25年 5 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人ウエルエヌシー	大田市波根町1290番地1	小規模多機能型居宅介護	小規模ホーム あんきな	大田市波根町1270番地1	平成25年 4月16日
社会福祉法人ウエルエヌシー	大田市波根町1290番地1	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模ホーム あんきな	大田市波根町1270番地1	平成25年 4月16日

株式会社ケア・サポート祐瑛	大田市静間町1241-6	通所介護	デイサービスセンター ころ路	大田市静間町1241-6	平成25年5月1日
株式会社ケア・サポート祐瑛	大田市静間町1241-6	介護予防通所介護	デイサービスセンター ころ路	大田市静間町1241-6	平成25年5月1日
株式会社育川	出雲市武志町755番地2	認知症対応型共同生活介護	グループホーム北陽	出雲市武志町755番地2	平成25年4月15日
株式会社育川	出雲市武志町755番地2	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム北陽	出雲市武志町755番地2	平成25年4月15日
未来プロジェクト株式会社まほろばの郷さんさん	仁多郡奥出雲町横田1010-3	短期入所生活介護	まほろばの郷さんさん	仁多郡奥出雲町横田1010-3	平成25年4月23日
未来プロジェクト株式会社まほろばの郷さんさん	仁多郡奥出雲町横田1010-3	介護予防短期入所生活介護	まほろばの郷さんさん	仁多郡奥出雲町横田1010-3	平成25年4月23日

島根県告示第327号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成25年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 コーユー	訪問介護	訪問介護ステーション	島根県大田市久手町刺鹿1902番地2	平成25年5月1日
	介護予防訪問介護	さつか		
海士町	訪問リハビリテーション	海士町国民健康保険海士診療所	島根県隠岐郡海士町海士1466	平成25年5月1日
	介護予防訪問リハビリテーション			

島根県告示第328号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業又は当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

平成25年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
医療法人 清風会	訪問看護	訪問看護ステーション ほのぼの苑	出雲市大社町中荒木1745-2	平成24年10月31日
医療法人 清風会	介護予防訪問看護	訪問看護ステーション ほのぼの苑	出雲市大社町中荒木1745-2	平成24年10月31日

医療法人社団 水澄み 会	訪問介護	アゼーリ訪問介護ステーション	浜田市三隅町河内451-1	平成24年11月30日
医療法人社団 水澄み 会	介護予防訪問介護	アゼーリ訪問介護ステーション	浜田市三隅町河内451-1	平成24年11月30日
株式会社 中林建築設計事務所	訪問介護	訪問介護事業所 ホーム・スイートホーム きらり	出雲市湖陵町二部1192-1	平成25年3月31日
株式会社 中林建築設計事務所	介護予防訪問介護	訪問介護事業所 ホーム・スイートホーム きらり	出雲市湖陵町二部1192-1	平成25年3月31日
有限会社 高村	訪問介護	サンガーデン輝らら 訪問介護事業所	浜田市金城町今福1473-1	平成25年3月31日
有限会社 高村	介護予防訪問介護	サンガーデン輝らら 訪問介護事業所	浜田市金城町今福1473-1	平成25年3月31日
有限会社 高村	通所介護	デイサービスセンター・サンガーデン輝らら	浜田市金城町今福1473-1	平成25年3月31日
有限会社 高村	介護予防通所介護	デイサービスセンター・サンガーデン輝らら	浜田市金城町今福1473-1	平成25年3月31日
有限会社 八神生活センター	通所介護	八神デイサービスセンター	飯石郡飯南町八神68-4	平成25年3月31日
有限会社 八神生活センター	介護予防通所介護	八神デイサービスセンター	飯石郡飯南町八神68-4	平成25年3月31日

島根県告示第329号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

平成25年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
アマト合同会社	居宅介護支援	アマト指定居宅介護支援事業所	出雲市大津町2340-4	平成24年10月31日
社会福祉法人 安来市 社会福祉協議会	居宅介護支援	社会福祉法人 安来市 社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	安来市飯島町1240-13	平成25年3月31日
社会福祉法人 つわの 福祉会	居宅介護支援	つわの居宅介護支援事業所	鹿足郡津和野町後田口126	平成25年3月31日
浜田市	居宅介護支援	三隅町居宅介護支援事業所	浜田市三隅町三隅1434	平成25年3月31日

島根県告示第325号

島根県里親登録証取扱要綱を次のように定める。

平成25年5月7日

島根県里親登録証取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、里親（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の4第1項に規定する里親をいう。以下同じ。）の制度を社会に広く普及するとともに、里親であることの身分を証明する里親登録証（以下「里親登録証」という。）に関し必要な事項を定めることにより、里親が要保護児童を養育するために必要な手続等を円滑に行うことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 養育里親 法第6条の4第2項に規定する養育里親をいう。
- (2) 養子縁組里親 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）第1条の33第2項第1号に規定する者で里親として認定されたものをいう。
- (3) 親族里親 省令第1条の33第2項第2号に規定する者で里親として認定されたものをいう。
- (4) 養育里親名簿 法第34条の19に規定する養育里親名簿をいう。

(里親登録証の交付)

第3条 里親登録証は、里親認定通知書（児童福祉法施行細則（昭和27年島根県規則第72号。以下「細則」という。）第18条の3に規定する里親認定通知書をいう。）の交付に併せて、又は規則第18条の5の規定による届出があったときに知事が交付するものとする。ただし、知事が特に必要と認める場合にあつては、この限りでない。

(種類)

第4条 里親登録証の種類は、次に掲げる里親の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 養育里親 養育里親登録証（様式第1号）
- (2) 養子縁組里親 養子縁組里親登録証（様式第2号）
- (3) 親族里親 親族里親登録証（様式第3号）

(記載する事項)

第5条 里親登録証に記載する事項は、次に掲げる里親登録証の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 養育里親登録証 養育里親の氏名、住所及び生年月日、登録番号、登録年月日並びに有効期間
- (2) 養子縁組里親登録証 養子縁組里親の氏名、住所及び生年月日、登録番号並びに登録年月日
- (3) 親族里親登録証 親族里親の氏名、住所及び生年月日、登録番号並びに登録年月日

(有効期間)

第6条 里親登録証の有効期間は、次に掲げる里親登録証の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 養育里親登録証 養育里親名簿の登録の有効期間（養育里親の申請により更新されたときは、更新後の有効期間）と同一の期間
- (2) 養子縁組里親登録証 養子縁組里親の名簿（細則第18条の6第2項に規定する養子縁組里親の名簿をいう。）に登録されている期間と同一の期間
- (3) 親族里親登録証 親族里親の名簿（細則第18条の6第2項に規定する親族里親の名簿をいう。）に登録されている期間と同一の期間

(再交付)

第7条 里親登録証の交付を受けた者は、里親登録証を紛失したとき、又は破損等により使用に耐えなくなったときは、里親登録証再交付申請書（様式第4号）により里親登録証の再交付を申請しなければならない。

(返還)

第8条 里親登録証の交付を受けた者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに里親登録証を返還しなければならない。

- (1) 養育里親名簿、養子縁組里親名簿及び親族里親名簿から削除したとき。
- (2) 第6条に規定する有効期間が満了したとき。
- (3) 破損等により使用に耐えなくなったとき、又は記載事項に変更が生じたとき。


附 則

この告示は、平成25年5月7日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

養育里親登録証

(表面)

養育里親登録証			
氏 名			
生年月日			
住 所			
<p>上記の者は、児童福祉法第6条の4第2項の規定に基づく養育里親として養育里親名簿に登録されている者であることに相違ないことを証明する。</p>			
登録番号	島根県	養第	号
登録年月日	年	月	日
有効期間	年	月	日
年	月	日	
			島根県知事 

(裏面)


児童福祉法抜粋	
第6条の4	[略]
<p>② この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第34条の19に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。</p>	
発行元	島根県健康福祉部青少年家庭課
住 所	島根県松江市殿町1番地
電 話	

寸法：縦5.5センチメートル 横9.1センチメートル

様式第2号（第4条関係）

養子縁組里親登録証

(表面)

養子縁組里親登録証	
氏 名	
生年月日	
住 所	
<p>上記の者は、児童福祉法第6条の4第1項の規定に基づく養子縁組里親として養子縁組里親の名簿に登録されている者であることに相違ないことを証明する。</p>	
登録番号	島根県 縁第 号
登録年月日	年 月 日
年 月 日	島根県知事 

(裏面)


児童福祉法抜粋	
<p>第6条の4 この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によって養親となることを希望するものその他これに類するものとして厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第27条第1項第3号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。</p>	
② [略]	
<p>発行元 島根県健康福祉部青少年家庭課 住 所 島根県松江市殿町1番地 電 話</p>	

寸法：縦5.5センチメートル 横9.1センチメートル

様式第3号 (第4条関係)

親族里親登録証

(表面)

親族里親登録証	
氏 名	
生年月日	
住 所	
上記の者は、児童福祉法第6条の4第1項の規定に基づく親族里親として親族里親の名簿に登録されている者であることに相違ないことを証明する。	
登録番号	島根県 親第 号
登録年月日	年 月 日
年 月 日	島根県知事 

(裏面)

児童福祉法抜粋	
第6条の4 この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によって養親となることを希望するものその他これに類するものとして厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第27条第1項第3号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。	
② [略]	
発行元	島根県健康福祉部青少年家庭課
住 所	島根県松江市殿町1番地
電 話	

寸法：縦5.5センチメートル 横9.1センチメートル

島根県告示第331号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成25年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	完了年月日
萱野根波地区農道事業（県営基幹農道整備事業）	平成25年3月25日

島根県告示第332号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市鹿島町佐陀本郷字廻2838、2840

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第333号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成25年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

浜田市瀬戸見町29 安達 悟

〃 下府町1440-1 江川賢一

〃 熱田町867-3 山本硯治

イ 加入区

浜田市加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間
告示の日から15日間

イ 縦覧場所
漁業協同組合 J F しまね

2(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名
益田市木部町イ1290-8 川崎哲男
" 中須町478-7 大賀初巳
" 飯浦町イ846-2 升岡 修

イ 加入区
益田市加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間
告示の日から15日間

イ 縦覧場所
漁業協同組合 J F しまね

3(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名
大田市温泉津町福光ハ773 平田清治
" 温泉津イ665 難波政行
" 小浜口179 川村久信

イ 加入区
温泉津町加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間
告示の日から15日間

イ 縦覧場所
漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第334号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定により、次のとおり指定確認検査機関の名称を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定確認検査機関の名称		指定確認検査機関の住所	確認検査の業務を行う事務所の所在地	変 更
変 更 前	変 更 後			年月日
財団法人島根県建築住宅センター	一般財団法人島根県建築住宅センター	松江市北田町35番地3	松江市北田町35番地3	平成25年4月1日

訓 令

島根県訓令第9号

本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成25年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第1知事印の項中

「

<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">島 根 県 知 事 印</p> </div>	10ミリメートル 平方	農業経営課長	農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）による農業改良資金貸付償還金及び農業改良資金違約金、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）による林業・木材産業改善資金貸付償還金並びに沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）による沿岸漁業改善資金違約金の納入通知書専用	を
---	----------------	--------	---	---

」

「

		青少年家庭課長	島根県里親登録証取扱要綱（平成25年島根県告示第330号）第4条に規定する養育里親登録証、養子縁組里親登録証及び親族里親登録証専用
			農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助

<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>島 根 県 知 事 印</p> </div>	10ミリメートル 平方	農業経営課長	成法等の一部を改正する法律 (平成22年法律第23号) 附則第 2条の規定によりなお従前の例 によることとされた同法第1条 の規定による改正前の農業改良 資金助成法(昭和31年法律第102 号)による農業改良資金貸付償 還金及び農業改良資金違約金、 林業・木材産業改善資金助成法 (昭和51年法律第42号)による 林業・木材産業改善資金貸付償 還金並びに沿岸漁業改善資金助 成法(昭和54年法律第25号)に よる沿岸漁業改善資金違約金の 納入通知書専用	に改める。
---	----------------	--------	--	-------

附 則

この訓令は、平成25年5月7日から施行する。

公 告

薬事法(昭和35年法律第145号)第36条の4第1項の規定により、平成25年度登録販売者試験を次のとおり実施するので、薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。)第159条の4第2項及び登録販売者試験規程(平成20年島根県告示第276号)第6条の規定により公告する。

平成25年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成25年8月28日(水) 午前10時から午後3時30分まで

2 試験場所

松江会場 松江市東津田町1741番地1 松江合同庁舎

3 試験の実施方法

筆記試験とし、次の事項について行う。

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

4 試験願書の請求先

- (1) 県内居住者は、住所地を管轄する保健所に請求すること。
- (2) 県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課(〒690-0887松江市殿町128番地)に請求すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書請求」と朱書きし、140円切手を貼った、宛先明記の返信

用封筒を同封すること。

5 提出書類

- (1) 試験願書（登録販売者試験規程様式第1号によること。）1通
- (2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、裏面に氏名を記載したもの）を、受験票（登録販売者試験規程様式第3号によること。）に貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載したもの1通
- (3) 受験資格を有することを証する書類1通

6 受験手数料

14,000円に相当する額の島根県収入証紙を試験願書に貼り納めること。

この収入証紙には、消印しないこと。

ただし、県外居住者で証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行発行の普通為替若しくは定額小為替により納めることができること。

なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。

7 試験願書の受付期間

平成25年5月27日（月）から同年6月7日（金）まで

なお、郵送の場合は、6月7日付けの消印のあるものまでを有効とする。

8 試験願書等の提出先

- (1) 県内居住者は、住所地を管轄する保健所に提出すること。
- (2) 県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

9 合格者の発表

平成25年10月15日（火）に島根県庁前及び各保健所の掲示板並びに島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

10 その他

この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-5259）にすること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年5月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

島根県立美術館大型空調機改修業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県環境生活部文化国際課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成25年4月3日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

広島県広島市中区大手町四丁目5番19号 株式会社ビーテックサービス

- 5 随意契約に係る契約金額
57,592,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

収 用 委 員 会 告 示

島根県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので告示する。

平成25年 5 月 7 日

島根県収用委員会会長 岡 崎 由美子

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道9号改築工事（浜田・三隅道路）（島根県浜田市熱田町地内、同市内田町地内及び同市西村町地内から同市三隅町西河内地内まで）及びこれに伴う送電線付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
土地の所在 島根県浜田市熱田町

（単位：㎡）

地番	地目		地積		収用しようとする土地の面積	収用又は使用の別	備考
	公簿	現況	公簿	実測			
421番2	山林	山林	634	634.22	447.79	収用	一部
423番1	山林	山林	249	249.04	200.56	収用	一部
423番2	山林	山林	71	71.61	71.61	収用	

- 4 土地所有者の氏名及び住所
俵榮久 島根県浜田市蛭子町39番地
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成25年 4 月 25 日

島根県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので告示する。

平成25年 5 月 7 日

島根県収用委員会会長 岡 崎 由美子

- 1 起業者の名称
国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道9号改築工事（浜田・三隅道路）（島根県浜田市熱田町地内、同市内田町地内及び同市西村町地内から同市三隅町西河内地内まで）及びこれに伴う送電線付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 島根県浜田市折居町

(単位：㎡)

地番	地目		地積		収用し、又は使用しようとする土地の面積	収用又は使用の別	備考
	公簿	現況	公簿	実測			
1021番1	山林	山林	29,305	34,050.91	4,528.88	収用	一部（別図①のとおり）
					575.14	使用	一部（別図⑤のとおり）
					1,047.23	使用	一部（別図④⑤⑥のとおり）
1022番	山林	山林	19,338	20,991.30	1,045.41	収用	一部（別図②のとおり）
					88.00	収用	一部（別図③のとおり）
					254.87	使用	一部（別図⑧のとおり）
					760.29	使用	一部（別図⑩のとおり）
					457.68	使用	一部（別図⑦⑧⑨のとおり）

表中①～⑩は、別添実測平面図（省略）に記載の地番に付された記号を示す。

4 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
持分3分の1 土地登記名義人 (亡) 奥内 康弘 相続人 法定持分6分の1 奥内 由見子 法定持分12分の1 奥内 豊 法定持分12分の1 奥内 幸輝	大阪府豊中市岡町北3丁目8番1号 大阪府豊中市岡町北3丁目8番1号 大阪府豊中市中桜塚4丁目14番28号
持分3分の1 不明 ただし、土地登記名義人 (亡) 奥内豊吉の相続人 持分不明 奥内 由見子 持分不明 奥内 豊 持分不明 奥内 幸輝 持分不明 奥内 英二郎 持分不明 (亡) 奥内 きよ 上記相続財産管理人 宮本 圭子	大阪府豊中市岡町北3丁目8番1号 大阪府豊中市岡町北3丁目8番1号 大阪府豊中市中桜塚4丁目14番28号 大阪府豊中市東豊中町2丁目5番20号 大阪府大阪市中央区北浜2丁目2番21号北浜三泉ビル7階
持分3分の1 奥内 英二郎	大阪府豊中市東豊中町2丁目5番20号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成25年4月25日